

計 画 書

釜石都市計画土地区画整理事業の決定(釜石市決定)

釜石都市計画片岸地区被災市街地復興土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称		片岸地区被災市街地復興土地区画整理事業
面 積		約 23.5h a
公共施設の配置	道 路	交通の円滑化や災害時の緊急輸送路の確保を図るため、幹線道路の線形を変更するとともに、歩車道の分離等に配慮して整備する。また、土地利用計画との整合や歩行者動線等も踏まえ、区画道路を適宜配置する。
	公園及び緑地	・公園は、誘致距離や周辺環境、景観等を考慮し、適宜配置する。
宅地の整備		災害に強いまちづくりを行うため、盛土により住宅地を形成する。国道 45 号沿道については、商業系や工業系の土地利用とし、街区規模を適正に設定する。

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由

東日本大震災の大津波により壊滅的な被害を受けた本地区の早期復興を図るため、本案のように決定する。

理 由 書

本地区は東日本大震災による大津波により、多くの犠牲者がでるとともに建物の大半は全壊または半壊し、壊滅的な被害を受けており、片岸被災地区の早期復興を図る。

本事業では、都市基盤の整備と合わせて街区再編を行い、土地の有効利用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地の形成への再生を行うものである。

このため、片岸地区被災市街地復興土地区画整理事業を本案のように定めるものである。